

コンプライアンスに関する規程

公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(目的)

第1条 この規程は、本会が事業活動を行うに当たって、コンプライアンスに関して行動の基本となる事項を定め、もって、本会におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる規程の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法令等」とは、法律及びこれに基づく政令、訓令等並びに本会の定款及び各種規程等をいう。
- (2) 「法」とは、公益通報者保護法（平成16年法第122号）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、本会の役員及び会員会社の社員（本会の事業活動に従事する社員に限る。）並びに本会事務局の職員（以下、「本会役員等」という。）に対して適用する。

(行動指針)

第4条 本会役員等は、この規程の目的を踏まえ、次の事項を順守し、高い倫理観と社会的良識を持って、本会の事業活動を遂行しなければならない。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 公共調達の参加に当たっては、公平性、透明性、競争性を重んじ適正に対処すること。
- (3) 政治、行政と健全な関係を保つこと。

(通報に関わる措置)

第5条 本会役員等は、法令等に違反する行為を行う、又は行うおそれのある者を発見した時は、速やかにその旨を法に定める通報窓口に通報するものとする。

- 2 本会の通報窓口は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、公益通報を受けたときは、専務理事に報告するものとし、専務理事は調査のための委員会（以下「調査委員会」という。）を編成し、通報の内容の真否及び重要性等について調査するものとする。
- 4 調査委員会の委員は専務理事が指名する者とする。ただし、当該通報に関わる者を調査委員会に加えてはならない。

- 5 調査委員会の委員長は、委員の互選で選定するのとし、調査委員会の決定に基づき、委員に当該通報に関わらない事務局職員等を加えることができる。
- 6 調査委員会は、調査結果を専務理事に報告するものとする。
- 7 専務理事は、第6項の調査結果を受け、必要と認めるときは、速やかに代表理事及び監事に報告する。
- 8 代表理事は、第7項の報告を受け、本会の社会的信用を維持するために所要の措置を講ずるものとする。
- 9 専務理事は、必要に応じ、当該公益通報及び当該通報に係る措置等について、その内容を本会会員に報告するものとする。

(公益通報者の保護)

第6条 本会役員等は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(教育)

第7条 第4条に定める行動指針を周知徹底するため、専務理事は事務局職員に対して必要な教育を実施するものとする。

2 本会の委員会等を担当する事務局職員は、本会の事業活動に従事する会員会社の社員に、必要に応じて前項の教育内容を周知するものとする。

(受託事業との関係)

第8条 受託事業に係る契約において、相手方から本会に求められるコンプライアンスに関する規定については、必要に応じて代表理事が別に定めるものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正又は廃止は、理事会の議決でこれを行う。

付則

本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。